

和歌山県介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・施設が、新型コロナウイルスの感染防止対策を継続的に行う必要があることから、衛生用品等を購入するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱3（3）に規定する介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業とする。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する介護サービス事業所又は介護施設であって、実施要綱3（3）アのいずれかに該当するものを運営する者とする。

(補助対象経費)

第4 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、対象事業所・施設における令和3年10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用とする。

(交付額の算定方法)

第5 交付額の算定における基準単価は、実施要綱別添4に定めるとおりとし、補助金の交付額は介護サービス事業所・施設ごとに、基準単価と補助対象経費に係る実支出額とを比較して少ない方の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 和歌山県内で複数の介護サービス事業所・施設を運営する者については、各介護サービス事業所・施設ごとに前項の規定により算定した金額を合計した金額を交付額とすることができる。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6 補助金の交付の申請をしようとする介護サービス事業者は、令和3年度和歌山県介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金申請書（様式1）総括表に以下の書類を添えて知事に提出しなければならない。

添付書類	様式	提出期限
(1) 事業所・施設別申請額一覧	様式2	別に知事が定める。
(2) 事業所・施設別個票	様式3	
(3) 経費の精算根拠が確認できる書類		
(4) その他知事が必要と認める書類		

2 補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （2） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （4） 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した際（消費税等仕入控除税額が0円である場合を含む。）は、令和3年度消費税等仕入控除税額報告書（様式4）により速やかに知事に報告するとともに、消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。
- （5） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

（請求書の省略）

第8 規則第16条の規定による補助金等交付請求手続きは省略することができる。

（実績報告及び額の確定）

第9 当該補助金については交付申請の日以前に事業が完了したことを必要とし、事業の実績報告については規則第4条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 この補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(様式1) 総括表

和歌山県介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	E-mail	
	代表者の職・氏名	職名	氏名	
	申請に関する担当者	職名	氏名	
	国保連への登録口座が一部でも債権譲渡されている		<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
	銀行名・支店名		口座種別	
	口座番号			
	(フリガナ)			
口座名義人				

消費税を除外した額で申請

消費税を含む額で申請

申請内容

		事業所・施設数	申請額
通所系	1	通所介護事業所 (通常規模型)	0 か所 0 円
	2	通所介護事業所 (大規模型 (I))	0 か所 0 円
	3	通所介護事業所 (大規模型 (II))	0 か所 0 円
	4	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	0 か所 0 円
	5	認知症対応型通所介護事業所	0 か所 0 円
	6	通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)	0 か所 0 円
	7	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))	0 か所 0 円
	8	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))	0 か所 0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所	0 か所 0 円
		短期入所療養介護事業所	
	10	(定員20人以下)	0 か所 0 円
11	(定員21人以上)	0 か所 0 円	
小 計		0 か所	0 円
訪問系		訪問介護事業所	
	12	(訪問回数1,200回以下)	0 か所 0 円
	13	(訪問回数1,201回以上2,000回以下)	0 か所 0 円
	14	(訪問回数2,001回以上)	0 か所 0 円
	15	訪問入浴介護事業所	0 か所 0 円
	16	訪問看護事業所	0 か所 0 円
	17	訪問リハビリテーション事業所	0 か所 0 円
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所 0 円
	19	夜間対応型訪問介護事業所	0 か所 0 円
	20	居宅介護支援事業所	0 か所 0 円
21	居宅療養管理指導事業所	0 か所 0 円	
小 計		0 か所	0 円

			事業所・施設数	申請額
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計			0 か所	0 円
入所施設・居住系	介護老人福祉施設			
	24	(定員39人以下)	0 か所	0 円
	25	(定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26	(定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27	(定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28	(定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設			
	29	(定員19人以下)	0 か所	0 円
	30	(定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設			
	31	(定員39人以下)	0 か所	0 円
	32	(定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33	(定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34	(定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35	(定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院			
	36	(定員29人以下)	0 か所	0 円
	37	(定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38	(定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39	(定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40	(定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設			
	41	(定員29人以下)	0 か所	0 円
	42	(定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43	(定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44	(定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45	(定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所			
46	(定員14人以下)	0 か所	0 円	
47	(定員15人以上)	0 か所	0 円	
特定施設入居者生活介護				
48	(定員19人以下)	0 か所	0 円	
49	(定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50	(定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51	(定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52	(定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53	(定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54	(定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護				
55	(定員19人以下)	0 か所	0 円	
56	(定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計			0 か所	0 円
合 計			0 か所	0 円

(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	フリガナ				介護保険事業所番号	
	事業所・施設の名称					
	サービス種別		定員	人	訪問回数	回
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		E-mail		
管理者の氏名						

<積算内訳>

品目(マスク等)	支出額(円)	うち消費税額	基準単価	円	所要額	円
合計	0	0				

誓約事項

	以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。 ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設
	この補助金と対象経費を重複して、他の補助金を受けていない。
	この補助金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備・保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
	(領収書が事業所・施設名義の場合)事業所・施設名義の購入物については申請者である法人で購入したものに相違ない。

口座情報

	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する。	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した助成金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
--	---------------------------------------	--

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所在地：
事業者名：
代表者氏名：

令和 3 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 長第 号の により交付決定があった和歌山県介護サービス事業所等感染拡大防止対策支援事業補助金について、当該交付要綱第 7 (4) の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の確定額（交付決定額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類